（一体的処理の認定証）

第八条の三十八の九　都道府県知事は、法第十二条の七第一項の認定又は同条第七項の変更の認定をしたときは、様式第五号の六による認定証を交付しなければならない。

（廃止の届出）

第八条の三十八の十　令第六条の七の二の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第五号の五による届出書を当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一　当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲

四　廃止の理由

五　廃止の年月日

2　法第十二条の七第一項の認定に係る収集、運搬又は処分の全部を廃止した場合には、前項の届出書に、前条に規定する認定証を添付しなければならない。

3　令第六条の七の二の規定による廃止の届出をした者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の届出書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該届出をした後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

一　届出書を提出した都道府県知事及びその年月日

二　廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲

三　廃止の理由

四　廃止の年月日

（報告）

第八条の三十八の十一　法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、共同して、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、次に掲げる事項を記載した様式第五号の七による報告書を当該認定をした都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　次に掲げる数量又は熱量

イ　当該認定に係る収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量

ロ　当該認定に係る処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

ハ　再生を行った場合にあつては再生品の種類ごとの数量

ニ　熱回収を行った場合にあつては当該熱回収により得られた熱量

四　当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあつては当該委託の内容及び委託量

（業務規程の記載事項）

第八条の三十九　法第十三条の四第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　情報処理業務の中立性及び公平性に関する事項

五　（略）

（新規）

（新規）

（新規）

（業務規程の記載事項）

第八条の三十九　法第十三条の四第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新規）

四　（略）